

報告事項No. 2 (3)

市議会に提出された請願・陳情の審査状況

陳情 第10号	川崎市の教職員の基本的人権を守る川崎市教育委員会教職員通報制度のガバナンスの確立と教職員人事課のコンプライアンスの確立を求める陳情	令和5年5月19日 提出 令和5年5月23日 付託 令和5年10月6日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第2号	教員不足の解消で子どもたちが安心して学べることを求める請願	令和5年6月6日 提出 令和5年6月22日 付託 令和5年8月30日 審査 令和6年5月23日 取下げ書提出 令和6年6月19日 取下げ承認
審査の結果 : 継続審査（令和5年8月30日） 取下げ : 承認（令和6年6月19日）		

陳情 第21号	川崎市の教職員の基本的人権を守る川崎市教育委員会教職員通報制度のガバナンスの確立と教職員人事課のコンプライアンスの確立を求める陳情（その2）	令和5年7月20日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年10月6日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第5号	きめ細やかな教育の実現に向けた定数改善等に係る意見書採択の要請に関する請願	令和5年9月1日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年10月6日 審査 令和6年7月3日 取下げ書提出 令和6年10月11日 取下げ承認
審査の結果 : 継続審査（令和5年10月6日） 取下げ : 承認（令和6年10月11日）		

請願 第6号	学校給食費の無料化を求める請願	令和5年9月4日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年11月21日 審査
審査の結果 : 継続審査		

陳情 第27号	市民館・図書館の指定管理者制度導入の条例変更議案の継続審議を求める陳情	令和5年9月6日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年10月6日 審査
審査の結果 : 不採択		

陳情 第28号	市民館と図書館への指定管理者制度導入にかかわる条例改正に関する陳情	令和5年9月6日 提出 令和5年9月14日 付託 令和5年10月6日 審査
審査の結果 : 不採択		

陳情 第45号	川崎市立菅中学校における学習指導要領に反した学習評価の是正及び不利益を被っている生徒の救済を求める陳情	令和5年11月29日 提出 令和5年12月7日 付託 令和6年2月9日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第17号	教職員の未配置解消で、子どもたちが安心して学べる学校を求める請願	令和6年6月3日 提出 令和6年6月12日 付託 令和6年10月8日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第18号	小学校プール水流出事故の損害賠償請求の撤回などを求める請願	令和6年6月18日 提出 令和6年6月25日 付託 令和6年8月22日 審査
審査の結果 : 不採択		

請願 第19号	平中学校第二グラウンドにおける川崎市埋蔵文化財保存活用センターの設置に関する請願	令和6年8月28日 提出 令和6年9月12日 付託
審査の結果 :		

請願 第20号	子どもたちの安心安全な教育環境の整備に係る意見書採択の要請に関する請願	令和6年9月3日 提出 令和6年9月12日 付託 令和6年10月8日 審査
審査の結果 : 継続審査		

※審査経過については、市議会ホームページ「会議録検索システム」から、請願・陳情審査日の文教委員会記録を御参照ください。

請願第 19号

令和6年 9月 2日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

多摩区
おし沼レパード
会員

平中学校第二グラウンドにおける川崎市埋蔵文化財保存活用
センターの設置に関する請願

請 願 の 要 旨

教育委員会文化財課により、平中学校第二グラウンドに川崎市埋蔵文化財保存活用センターの設置が計画されています。現在地域で行われている活動、地域の防災上の問題を退けてまでこの地に必要な施設であるとは考えられないため、第二グラウンドが候補地となった経緯の詳細な説明並びに計画及び候補地の再検討を要望します。

請 願 の 理 由

1 施設設置による効果について

発掘調査に伴う出土品は、鑑査を経て文化財と認定されてもほとんど所有者が判明しないため、所有権は国庫に帰属となりますが、公共団体へ譲与することが原則とされています。そして、文化庁からは、文化財を地方公共団体へ譲与する際に、適切な施設において一括して保存・活用することが決められています。

したがって、埋蔵文化財を保存・活用する施設の設置趣旨は理解できますが、市民からの税金を基に施設を設置するのであれば、地域住民の利用といった限定的な対象ではなく、より多くの市民が利用することができ、効果が

見込まれる施設であるべきです。

当初の説明資料では「平中学校への効果」、「地域住民の方々への効果」「少人数で打合せができるスペース」と、地域への効果の記載がありましたが、自治会及び利用団体への説明時の資料においては一転し、埋蔵文化財を一か所に集約し、適切な整理・保管を行うことを主とした施設設置計画になっています。

埋蔵文化財の整理・保管が主目的であるとする、地域にとって施設設置の効果は乏しいと言えます。さらに、埋蔵文化財に触れ、理解を深めていただくのであれば、現状の分散保管場所の数か所を拠点とし、そこから市内各所へと赴く方が効率的に思えます。

また、埋蔵文化財保存活用センターとうたうのであれば、埋蔵文化財を整理・保管することができ、かつその場においてより多くの市民に向け、有効な事業が実施できる施設設置を検討すべきと考えます。

2 現利用団体が活動を継続できる代替地について

おし沼自治会の「おし沼クラブ」及び「おし沼レパード」が本市の学校施設開放として、平中学校第二グラウンドを利用しています

おし沼レパードは、地元の小学生が所属する軟式少年野球チームで、平日の午後や土日に当該グラウンドで有益な活動をしており、そのかいあってここ数年成績を伸ばし続け、今年度は神奈川県で第3位の結果を収めることができました。

野球に限らず、市内には子どもたちが伸び伸び身体を動かせる場所が十分にあるとは言えません。「スポーツに安心して取り組める環境を整えてほしい。」という声は市にも多く寄せられており、子どもたちの活動の場を縮小することは地域からの要望に背を向けることになります。

また、おし沼クラブはシニアが多数所属し、グラウンドゴルフを通して健康推進や親交を深めています。年配者が多く、移動手段に乏しいため、当該グラウンドが利用できなくなった際には活動存続の危機に直面する可能性があります。

説明資料において代替地を紹介していただけていますが、活動に必要な広さや、他の利用者の安全配慮といった点で、現状の活動が制限されてしまう

おそれがあり、困惑しています。

文化財課が責任を持ち、現状の活動が継続できる代替地の確保若しくは計画や候補地の再検討をお願いいたします。

3 震災時における避難場所の確保について

文化財課は、当該グラウンドについて校舎から離れている、学校教育活動での利用が少ない、地域の避難場所に指定されていない等の理由から、川崎市埋蔵文化財保存活用センターの設置候補地としています。

また、当該グラウンドは「一時避難場所」ではあるが、市の指定する「指定避難所・指定緊急避難場所」ではないと説明しています。

しかし、「川崎市地域防災計画震災対策編」「第2部予防計画、第1章防災都市づくり、第1節基本的な方針」において、「市街地の整備による避難空地・避難道路等の確保」とあります。また、「第5節オープンスペースの確保」では、「公園緑地は、市民のいこいの場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、震災時には、避難場所、避難路、市街地の延焼防止、道路等の復旧に供するオープンスペースとしての機能を持っている。」とあります。

当該グラウンドは公園緑地ではありませんが、公園緑地に準じ、「避難場所、市街地の延焼防止、道路等の復旧に供するオープンスペース」としての機能が備わっていると考えられます。この地域の指定避難所・指定緊急避難場所である平中学校の校庭は、他の学校の校庭と比較すると狭いため、同校から近い当該グラウンドが避難場所や復旧に供するオープンスペース等として利用できなくなることは、地域に暮らす住民として非常に不安が残ります。

4 令和6年予算審査特別委員会での答弁にある「丁寧な対応と調整」について

埋蔵文化財保存活用センターの設置計画における答弁では、「検討候補地の利用者や地元関係者等に説明を重ねる。」とあります。

令和5年8月23日に令和6年度の予算編成方針が決定されましたが、おし沼自治会、おし沼クラブ、おし沼レパードと文化財課とが直接意見を交換する場が設けられたのは、令和6年6月30日が初めてです。

なぜ、予算編成の前に利用団体や地元関係者等に説明をすることができなかったのでしょうか。予算編成後に利用団体等への説明を行うのでは、設置

が既定路線であると思われ、誠意を感じることはできません。

また、第二グラウンドが教育委員会の管理地でかつ校舎から離れた場所にあるという理由だけで、十分な検討がされないまま安易に候補地に選択されたという印象が拭えません。

6月30日の説明会において、市役所内で検討を重ねた結果とのことでしたが、第二グラウンドが候補地となるまでの間に他部局が所管する市有地全てを検討し、獲得のために努力した話を聞くことはできませんでした。

現在利用している団体の活動を制限し、防災面にも不安が残る中で、このような立地条件の地に設置することで本当に地域住民や他の多くの市民に望まれる効果が見込めるのか、更に丁寧な説明と調整を望みます。

5 埋蔵文化財等に対する行政の責任について

平成6年第3回定例会にて、議員から「市民ミュージアムは飽和状態であるため埋蔵文化財センターの早期建設」の提言があり、教育長からは「出土遺物のよりよい保管、展示、活用の方法を総合的に検討してまいりたいと考えております。」と答弁がありました。

センターと名の付く施設であるなら、そこで全ての関連業務が遂行できることが必須条件であると思いますが、30年の時を経て保管が主であると思える計画には戸惑いを隠せません。

埋蔵文化財等を適切に整理・保管し後世に伝えるのは行政の責任であり、そのための予算をつけようとしらない財政部署と、切迫感、危機感、新たなアイデアをもって予算を獲得しようとしらない文化財課の怠慢であると考えられます。

よって、土地を市に譲り渡した方の思い、現在地域で行われている活動、地域の防災上の問題を退けてまでこの地に必要な施設であるとは考えられず、第二グラウンドが候補地となった経緯の詳細な説明及び計画や候補地の再検討を要望します。

紹介議員

矢	沢	孝	雄
田	倉	俊	輔
河	野	ゆかり	
井	口	真	美
三	宅	隆	介
吉	沢	章	子

請願第 20号

令和6年 9月 3日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

中原区

川崎市教職員組合

執行委員長

ほか 2,829名

子どもたちの安心安全な教育環境の整備に係る意見書採択の
要請に関する請願

請 願 要 旨

子どもたちの学びを保障するため、国及び関係する行政機関に対し、以下の内容について意見書を提出していただきたい。

- 1 行き届いた教育を実現するために、学級数等によらない教職員の定数改善、少数職種や教員免許を有しない人員の配置増のための予算を確保・拡充すること。
- 2 子どもたちの安全・安心な教育環境の整備のための予算措置を講じること。
- 3 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

請 願 の 理 由

学校現場では、定数が決まっているため年度当初に配置できる人数は限られていますが、必ずどの学校でも年度途中で産休や病休による欠員が発生します。しかし、年度の途中に決められた期間だけ勤務することができるような方は少ないため、代替の職員が全く配置されない現状があります。学校内では、人が減っていく一方です。このような課題に対応するため、学級数や児童・生徒数によらない職員などの計画的定数改善が必要です。

さらに、全国的にどの業界も人員不足が叫ばれていますが、教育の現場も例外ではありません。教員がより子どもたちと向き合う時間を増やすため、子どもたちの豊かな学びを保障するためには、教員を始めとした学校における教職員それぞれの職種による役割を明確化し、業務遂行体制を改善するなど、本来業務に専念できるよう環境整備をする必要があります。そのためにも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、財源をきちんと保障した上での定数改善を行うことが大切です。そして、少数職種や教員免許を有しない人員（スクールカウンセラー・事務支援員・介助員等）の配置拡充をするなどの措置が必要です。

昨今の物価高騰や異常気象などの社会情勢や環境問題は、子どもたちにも大きく影響を及ぼしています。急激な物価高騰により、学校の大規模修繕や設備の修理などの対応業者がなかなか決まらず、何年も入札が不調に終わっている現状があります。

また、先日市内の学校で受変電設備の故障に伴う停電が生じ、学校が臨時休業となりました。学校設備が老朽化しているところも多くあり、故障しているのになかなか修理に来てもらえなくて困っているという現場の声も聞かれます。設備故障で子どもたちの学びを止めないために、学校の外壁や体育館の修繕などの大規模な改修だけではなく、電気・水道や、給食室設備など校舎設備の改修を計画的に行うことが重要です。子どもたちが安心安全に学ぶことができるよう、教育環境の整備のための予算措置を求めます。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備は不可欠です。こうした観点から、政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を願います。

紹介議員

原		典	之
嶋	田	和	明
河	野	ゆかり	
渡	辺		学
岩	田	英	高
月	本	琢	也
吉	沢	章	子
三	浦	恵	美